

## 虐待対応状況

●高齢者虐待 50件（ただし、同一人物への対応が複数回ある場合は1件にまとめています。）

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	孫	心理的 ネグレクト 経済的	<p>対象者は70歳代・要介護5。 対象者が孫から暴言を吐かれていると、別居の子からケアマネジャーに連絡があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待・ネグレクト・経済的虐待として認定。 地域包括支援センターが中心となって、世帯の金銭管理や今後の生活について、家族の意向を踏まえながら支援し、対象者は施設に入所した。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 対象者が配偶者に頭を叩かれたと訴えたため、近隣住民が警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待として認定。 介護サービスの利用を提案するも、対象者、配偶者ともに拒否。地域包括支援センターによる見守りを継続することとなった。</p>
本人	同居人	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者から、同居人による暴力や暴言を受けていると、市へ相談があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。 同居人は生活保護を申請し、緊急ショートステイを利用することとなった。対象者は自宅で安全に生活できている。</p>
ケアマネジャー	子	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、同居の子が対象者に対して無理なりハビリを行わせたり、暴行を加えていると、地域包括支援センターに通報があった。</p> <p>身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待として認定。 対象者が在宅生活を希望したため、子らと相談しながら介護サービスの利用調整を行った。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護2。 夫婦で口論となり、配偶者が対象者を殴打した。対象者は子に助けを求め家を出た後、子らとともに家へ戻るも配偶者が再び興奮したため、家族が警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待として認定。 配偶者の介護負担軽減のため、対象者は平日はデイサービス、訪問看護を利用。休日は子、ケアマネジャーによる見守りを継続している。</p>
家族	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者が同居の子の1人の味方をしたことに対し、同居の別の子が激怒して対象者を叩いた上で自ら警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待として認定。 子の主治医と連携し、服薬調整が行われたため、子は精神的に安定した。その後対象者は、子からの暴力なく安全に生活できている。</p>
本人	子の配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者から、別居の子の配偶者から暴力を受けていると、市へ相談があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。 対象者は生活保護を申請し、その後他市へ転居した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 配偶者から拳で足を強く叩かれたと、対象者からケアマネジャーへ相談があり、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者・配偶者ともに介護サービスを利用し、支援者による見守りを継続していたが、対象者の身体状況が悪化したため、子の居住する近くの施設に夫婦で入所した。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要支援2。 夫婦で口論となり、対象者から配偶者へ暴力があったと、配偶者が警察へ通報した。配偶者からも対象者へ暴力があり、対象者は鼻出血があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 地域包括支援センターから別居の子へ情報共有し、地域包括支援センターによる見守りを継続している。</p>
警察	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 夫婦で口論となり、配偶者から対象者へ暴力があったと、対象者から警察へ通報があった。対象者から配偶者へも暴力があり、配偶者は鼻出血があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。 地域包括支援センターから別居の子へ情報共有し、地域包括支援センターによる見守りを継続している。</p>
警察	配偶者	-	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者と口論になったのでどこかに相談したいと、警察へ通報があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 対象者に聞き取りを行うが、暴力などの事実はなかった。認知症の配偶者が介護サービスを利用できるよう調整した。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者が酔って子のバイクを倒し、大声を出したため、子が対象者を殴打した。対象者が警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待として認定。 子は就職が決まり、他県へ転居した。対象者は自宅で自立した生活を送っている。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 夫婦で口論となり、配偶者が対象者を叩き、暴れたため、同居のきょうだいが警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。 配偶者は精神科病院に入院となった。対象者は家族とともに落ち着いて生活できている。</p>
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、訪問看護ステーションより同居の子が大声を出し暴れており、対象者が怒鳴られているようだと言われ、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者の介護サービス利用に向けて調整を行うとともに、対象者、配偶者、支援者で今後の生活について検討した。その後、子は仕事が決まり、他市で単身生活をするようになった。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 経済的 ネグレクト	<p>対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、対象者の介護サービスの支払いについて配偶者の理解がなく、必要なサービスを導入できていないと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待・経済的虐待・ネグレクトとして認定。 別居の子の協力もあり、毎日の訪問看護サービスを導入し、対象者の病状が安定した。配偶者の介護負担が軽減し、暴力なく過ごせている。</p>
子	子	身体的	<p>対象者は90歳代・要介護認定なし。 対象者の同居の子から、認知症が進行している対象者に対してきつく言ったり、手が出る言っていると、地域包括支援センターに相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者とその配偶者が要介護認定を申請し、二人でデイサービスを利用するようになり、子の介護負担が軽減して仕事に復帰できるようになった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は90歳代・要介護2。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が別居の子に怒鳴られたことが原因で体調不良になったかもしれないと、地域包括支援センターに相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>対象者は訪問看護サービスを継続して利用できている。子は仕事を辞めてから対象者宅と自宅を行き来する生活で、ひきこもりがちになっているため、市の健康教室への参加を勧めた。</p>
ケアマネジャー	配偶者	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>ケアマネジャーから、配偶者による対象者への暴言が続いており、また、空調や窓の開閉を制限されていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>配偶者は高次脳機能障害の疑いがあり、ケアマネジャーの支援により精神科病院を受診し、入院となった。対象者は配偶者の入院により安全が確保され、精神的不安も改善した。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者と配偶者が口論になり、興奮状態の対象者が窓を開けて大声で「助けて」と叫ぶため、配偶者が対象者を叩いた。配偶者自ら警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>夫婦ともに物忘れ外来を受診し、対象者は認知症と診断された。別居の子とも面談し、配偶者の介護負担軽減と今後の二人の居場所について相談した。対象者は介護認定を申請し、デイサービス利用を調整した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護1。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者の腕に皮下出血があると子から相談があり、ケアマネジャーも傷を確認したと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>対象者の介護サービス利用を増回し、配偶者の介護負担を軽減した。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は90歳代・要介護認定なし。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が転倒した配偶者を起こそうとしたがうまく対応できず、配偶者が怒って対象者の腕をつねったが、対象者も配偶者を叩いたと、地域包括支援センターへ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>地域包括支援センターによる定期的な訪問で見守りを継続している。</p> <p>配偶者が要介護認定を申請し、デイサービス利用を調整した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は90歳代・要支援2。</p> <p>ケアマネジャーから、配偶者が転倒した対象者を起こそうとしたがうまく対応できず、対象者が怒って配偶者の腕をつねったが、配偶者も対象者を叩いたと、地域包括支援センターへ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>地域包括支援センターによる定期的な訪問で見守りを継続している。</p> <p>対象者が要介護認定を申請し、デイサービス利用を調整した。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、激高した配偶者に包丁を向けられたと、警察に通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者は精神科病院に入院となった。配偶者の入院後、対象者は安全に生活することができている。</p>
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護2。</p> <p>対象者と配偶者から、同居の子が大声を上げて対象者と配偶者に暴力をふるったため、警察に通報したと、ケアマネジャーに連絡があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>子は仕事が決まり、他市で単身生活をするようになった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>配偶者から、同居の子が大声を上げて対象者に暴力をふるったため警察に通報したと、ケアマネジャーに連絡があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>子は仕事が決まり、他市で単身生活をするようになった。</p>
病院職員	孫	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>病院職員から、対象者や子が孫から暴力や暴言を受けていると、市に相談があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。</p> <p>対象者、病院職員、市で面談。対象者より、孫については子から弁護士に相談しており、市の介入は求めているとのことだったため、何かあれば連絡いただくよう伝えた。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者が一人で外出し、溝にはまっていたところを近隣住民が発見し、警察に通報。地域包括支援センターが家族から話を聞いたところ、配偶者が対象者を叩くことがあると聞き取った。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>対象者は最近になって認知症が進行し、要介護認定申請中で、配偶者の介護負担が大きくなっていた。家族は対象者の施設入居を希望し、手続きを進めている。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>配偶者が一人で外出し、溝にはまっていたところを通行人が発見し、警察に通報した。地域包括支援センターが家族から話を聞いたところ、配偶者が対象者を小突くようなことがあると聞き取った。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者は最近になって認知症が進行し、要介護認定申請中で、対象者の介護負担が大きくなっていた。家族は配偶者の施設入居を希望し、手続きを進めている。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	きょうだい	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護4。 対象者が同居のきょうだいから頭部を殴られ緊急搬送されたと、訪問中のヘルパーよりケアマネジャーが聞き取り、市へ連絡があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者には妄想性障害があり、当日利用予定のショートステイを対象者が拒否し、暴れていたのを止めるためにきょうだいが叩いたことがわかった。その後、対象者は施設に入所した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 ネグレクト	<p>対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、デイサービスの迎えに行った職員より、対象者の顔が腫れており、配偶者が叩いたことを認めていることを聞いたと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待・ネグレクトとして認定。 対象者はショートステイを利用し、その後施設へ入所した。</p>
施設管理者	施設従事者	-	<p>対象者は80歳代・要介護4。 入所中の対象者の家族より、対象者が施設従事者から蹴られたり物を投げられたり虐待を受けていると施設へ苦情があり、施設から市へ連絡があった。</p> <p>対象者や施設従事者の面談や聞き取り調査を実施したが、通報内容の事実は確認できなかったため、虐待事案として認定せず。 引き続き、当該職員の業務状況を注視するとともに、職場全体で業務上の課題共有に努めるよう助言した。 なお、対象者は別の施設に入所した。</p>
近隣住民	子	-	<p>対象者は80歳代・要介護3。 近隣住民から、対象者が同居の子から暴言を受けていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 子に聞き取りを行ったが、暴言の事実はないとのことだった。対象者はショートステイを利用しながら施設を申し込み中。子の介護負担等について見守りを継続するよう関係者間で共有している。</p>



申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
地域包括支援センター	配偶者	－	<p>対象者は60歳代・要介護認定なし。</p> <p>地域包括支援センター職員が、対象者の要介護認定調査立ち会い時に、配偶者から「手が出ることもある」との発言を聞いた。</p> <p>虐待事案として認定せず。</p> <p>対象者と配偶者に聞き取りを行ったが、暴力の事実はなかった。</p> <p>対象者は要介護1の認定が出て、デイサービスを利用し始め、配偶者の介護負担が軽減した。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>配偶者に首を絞められ、殴られた対象者が別居の子宅に避難していると、子から警察に通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者は警察で拘留され、その後精神科病院に医療保護入院となった。対象者は自宅へ帰宅している。</p>
別居の子	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>別居の子から、対象者が同居の子に暴力をうけていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。</p> <p>対象者は、別居の子宅に避難。その後、他市の施設へ入所した。同居の子は支援や介入を拒否している。</p>
警察	子	ネグレクト	<p>対象者は80歳代・要介護1。</p> <p>対象者が子に怒鳴られた、殴られたと訴えたため、近隣住民が警察へ連れて行った。</p> <p>子へ確認したが、怒鳴った事実や殴った事実はなかったとのこと。</p> <p>対象者は、複数回、警察に保護されているが、子の対応が変わらず状況が改善しないことから、ネグレクトとして認定。警察への保護回数が増加していること、外傷があり、在宅生活のリスクが高くなってきていることから、子らと今後の方針について話し合い、施設入所を勧めるが、条件に合う施設が見つからず。対象者はデイサービス利用を増回して対応している。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
本人	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者が配偶者に殴られたと、子宅で地域包括支援センター職員が聞き取った。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>後日、子が対象者宅を訪問時に配偶者が暴れたため、配偶者は精神科病院に入院となった。配偶者の入院後、対象者は安全に生活できている。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的 ネグレクト	<p>対象者は70歳代・要支援2。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が配偶者に暴力をふるわれたと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトとして認定。</p> <p>対象者には訪問看護や訪問介護などのサービスの利用調整を行い、配偶者の介護負担の軽減を行った。配偶者自身も認知症が進行しており、デイサービス利用を開始した。</p>
警察	配偶者	ネグレクト	<p>対象者は80歳代・要介護1。</p> <p>近隣住民から、対象者が配偶者から自宅外へ追い出されていると、警察に通報があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。</p> <p>配偶者へ対象者の介護サービス利用を提案するも、新型コロナウイルス感染症の流行を理由に拒否。医療機関や民生委員と連携し、地域包括支援センターで見守りを継続している。</p>
本人	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、配偶者に暴力を受けて警察に通報したと、地域包括支援センターへ連絡があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。</p> <p>対象者には危険を感じたら離れるよう助言するとともに、精神疾患疑いの配偶者には訪問看護を導入し、医師と連携しながらケアマネジャーが見守りをを行っている。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が配偶者に暴力を受けたと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者はその後入院し、退院の目途は立っていない。配偶者の入院後、対象者は安全に生活できている。</p>
ケアマネジャー	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護2。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が別居の子に叩かれたと、地域包括支援センターに相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>ヘルパー利用回数を増回するなど介護サービスを調整し、見守りを継続。</p>
警察	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、配偶者に暴力をふるわれたと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>対象者には地域活動への参加を促し、配偶者と離れる時間をつくるよう助言した。</p>
警察	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、配偶者に暴力をふるわれたと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。</p> <p>配偶者には認知症に伴う妄想があり、精神科病院に入院となった。対象者は自立しており、自宅で生活できている。</p>
警察	施設従事者	-	<p>対象者は80歳代・要介護3。</p> <p>対象者の知人から、対象者が入所施設の施設従事者に暴行をうけたと、警察に通報があった。</p> <p>対象者及び従事者等への聞き取り調査を実施したが、通報内容の事実の確認できなかったため、虐待と判断できず。</p> <p>当該従事者については、以前から言葉遣いに問題があったと管理者から聞き取ったため、施設に対し、引き続き業務状況を注視するよう伝えた。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
民生委員	子の配偶者	身体的 心理的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 民生委員から、対象者が同居の子の配偶者に殴られたようだと、地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待・心理的虐待として認定。 子の配偶者には、池田保健所に相談するよう助言した。対象者は自宅で落ち着いて過ごしている。
警察	配偶者	身体的	対象者は80歳代・要介護1。 配偶者が対象者の頭を叩いたため、怒った対象者が配偶者の頭を殴打し、かなりの出血があると、対象者から警察へ通報があった。  身体的虐待として認定。 配偶者はショートステイを利用後、デイサービスを増回し自宅へ帰宅した。対象者もデイサービスの利用を開始した。
警察	配偶者	身体的	対象者は90歳代・要介護1。 対象者が配偶者の頭を叩いたため、怒った配偶者が対象者の頭を殴打し、かなりの出血があると、配偶者から警察へ通報があった。  身体的虐待として認定。 対象者はショートステイを利用後、デイサービスを増回し自宅へ帰宅した。配偶者もデイサービスの利用を開始した。
本人	配偶者	身体的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 対象者が配偶者の行動を咎めたことが原因で配偶者が対象者を叩き、その後口論になり、対象者が警察へ通報した。  身体的虐待として認定。 配偶者がデイサービスを利用できるよう支援し、受診勧奨も行うこととした。
警察	子の配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 子から、対象者が子の配偶者の訴えを聞かないため、子の配偶者が対象者の胸ぐらを掴み蹴ったと、警察へ通報があった。  身体的虐待として認定。 子の配偶者が対象者へ謝罪したことで関係性が改善し、暴力なく対象者は安全に生活できている。

## 虐待対応状況

●障害者虐待 5件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
親	施設従事者	－	<p>対象者は30歳代・障害支援区分4。 日中活動事業所の職員から対象者への暴言があると、通報があった。</p> <p>対象者、親、施設管理者及び当該職員へ聞き取り調査を実施したが、通報内容の事実は確認できなかったため、虐待と判断できず。管理者に対し、このような通報があったことを真摯に受け止め、事業所として虐待防止研修等に取り組むよう伝えた。</p>
相談支援専門員	施設従事者	心理的	<p>対象者は就学児、障害支援区分なし。 日中活動事業所の管理者から対象者への虐待があると、通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 施設の従事者等への聞き取り調査の結果、対象者に対し、指導の範囲を超えた言動を繰り返していた従事者がいたことがわかった。このため管理者に対し、心理的虐待にあたる事案であり、再発防止策を講じるよう指導を行った。また、当該事業所所在市の虐待相談窓口へ情報提供を行った。 なお、対象者は当該事業所との契約を解除した。</p>
ヘルパー	施設従事者	心理的	<p>対象者は40歳代・障害支援区分6。 ヘルパーから対象者への暴言があると、他事業所のヘルパーより通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者や事業所の従事者への聞き取り調査の結果、従事者から対象者に対して暴言があったことが確認できた。このため管理者に対し、心理的虐待にあたる事案であり、再発防止策を講じるよう指導を行った。また、当該事業所所在市の虐待相談窓口へ情報提供を行った。 なお、対象者は当該事業所との契約を解除した。</p>
匿名	使用者	－	<p>対象者は30歳代・障害支援区分4。 対象者が、勤務先の職員から頭を叩かれていたと、匿名の通報があった。</p> <p>対象者及び事業所の職員等に聞き取り調査を実施したが、通報内容の事実は確認できなかったため、虐待と判断できず。 法人に対し、職場全体において不適切な事案がないか、引き続き注視するとともに、もし確認された場合はすぐに報告するよう伝えた。 なお、指摘を受けた職員は退職した。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
親	施設従事者	-	<p>対象者は40歳代・障害支援区分6。 短期入所の職員から対象者への不適切な対応があり虐待と思うと、対象者の親から通報があった。</p> <p>対象者の親、施設の従事者等に聞き取り調査を実施したが、対応に不十分と思われる点はあるものの虐待にあたる事実は確認できなかったため、虐待と判断できず。</p> <p>当該施設に対し、このような通報があったことを重く受け止め、対応の改善に向け取り組むよう助言した。</p> <p>なお、対象者は当該事業所との契約を解除した。</p>